

民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

一般社団法人全国外国語教育振興協会

令和2年5月15日施行

令和2年5月26日改正

令和2年8月6日改正

令和3年3月3日改正

1. はじめに

新型コロナウイルス感染状況が終息していない現状において、多くの民間外国語教育事業者が感染拡大防止のために努力され、受講者の皆さまが継続して語学学習ができるよう、様々な対策を講じておられることに感謝申し上げます。

本ガイドラインは、民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成したものです。各事業者が所在する地域の状況に応じて、各公共団体からの通知・要請及び学校等の状況等を総合的に判断し、各段階における適切な対策を実施する際、本ガイドラインがその一助となりましたら幸いです。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改正を行うものとしします。

2 感染症対策の基本的な考え方

日本国内において新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)が発生した場合、感染を拡大させないためには、各民間外国語教育事業者が最大限の対策を講ずることが求められます。

具体的には、マスクの着用、手洗いやうがい、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策の他、密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している場）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場）が重なる状況を可能な限り避ける等、感染拡大のリスクが高い場の発生を避けることで、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することが重要です。

今後共、緊急事態宣言発令地域はもとより、緊急事態宣言が解除された地域、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場を前提とした感染拡大を予防する適切な対応と徹底した行動変容、**※新しい生活様式**に移行する必要があります。

受講生・保護者・従業員等に対して、本ガイドラインを遵守していることを周知し、十分な説明を行うことにより、ご理解とご協力をお願いしてください。

3 感染症の状況別の対応について

(1) 国内で感染が発生した時期 ⇒ 感染拡大防止対策を検討・実施する

- ・拡大期に備え、オンライン授業・テレワーク等を検討・実施する。
- (2) 新規感染者数が増加・感染がまん延している時期 ⇒ 感染の最小化を目指す
 - ・一時休業を検討または実施すると同時に、対面授業を最大限控え、オンライン授業を実施する。
 - ・やむを得ず対面授業等を継続する際は、本ガイドライン 4-(1)①②③ 感染症拡大防止対策を徹底する。
 - ・テレワーク・時差出勤等により、極力人と人との接触機会を減らす。
- (3) 新規感染者数が限定的となった時期 ⇒ 気を緩めず感染拡大防止対策を継続する
 - ・オンライン授業の実施に加え少人数授業等の対面授業の再開を検討・実施する。
- (4) 新規感染者数が再び増加している時期 ⇒ 早期の終息を目指す
 - ・一時休業を検討または実施すると同時に対面授業を最大限控え、オンライン授業を実施する。
 - ・やむを得ず対面授業等を継続する際は、本ガイドライン 4-(1)①②③ 感染症拡大防止対策を徹底する。
 - ・テレワーク・時差出勤等により、極力人と人との接触機会を減らす。

4 感染症拡大防止対策について

感染の状況は地域によって異なるため、地域毎の要請に応じて 強化または緩和する等、臨機応変に対応することが望ましい。

(1) 受講生向け・従業員向け・事業所内での感染拡大防止対策

①受講生等役務サービス対象者の安全確保のための実施例

- ・※受講自粛を求める条件をホームページ、メール・電話等で周知する。できれば施設内に表示する。

受講自粛を求める条件例

- ▶発熱や軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ)が4日以上続いている場合受講を控えていただくこと。
- ▶嗅覚・味覚に異常を感じる場合受講を控えていただくこと。
- ▶発熱等がある方のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合受講を控えていただくこと。

- ・入室前の検温にご協力いただく。
- ・咳エチケット、マスク着用、入退室の前後に手洗い・手指の消毒をお願いする。感染リスクが高まる「5つの場面」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)を周知する。
- ・タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーの使用を避けペーパータオルを使用する、または個人でタオルを持参するようお願いする。

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を推奨する。携帯電話の使用を控える状況においては、電源及びBluetoothをONにした状態で、マナーモードにするようお願いする。

②従業員等役務サービス提供者の安全確保のための実施例

- ・従業員の出勤前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、出勤させず自宅待機を基本とする。
- ・発熱等がある方のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を基本とする。
- ・マスクなしの会話は、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において、感染リスクの高い「5つの場面」のひとつとされていることから、マスクまたはマスクとフェイスシールドを着用する。
- ・咳エチケット、入退室前後に手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーの使用を避けペーパータオルを使用する、または個人でタオルを持参するようお願いする。
- ・地域の状況に応じて、不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所(クラスターが発生するリスクの高い場所、長時間にわたり飲酒を伴う集会等)への外出を自粛するようお願いする。
- ・高齢者や持病のある従業員については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、役務サービス提供者側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・可能な限りテレワークやローテーション勤務、時間短縮勤務を行う。
- ・時差出勤を行い、ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- ・電話会議やオンライン会議への変更、不要不急と判断できる会議、会合、研修等を中止または延期する
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を推奨する。携帯電話の使用を控える状況においては、電源及びBluetoothをONにした状態で、マナーモードにするようお願いする。

③事業所内での安全確保のための実施例

- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ・密閉空間(換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人が密集している場)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場)が重なる状況を可能な限り避けるため、クラスサイズを調整、あるいは受講時間を短縮する。
- ・消毒液が入手可能な場合には、入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所をできるだけ少なくする。

- ・電子マネー等非接触決済の導入、支払い時のコイントレーの使用等、対面時の接触をできる限り回避する。
- ・高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、PCマウス、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、郵便受け等)、共有する教具や遊具、教本を特定し、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)で定期的に清拭する。
- ・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使う。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいということに注意する。
- ・ユニフォーム(スクールTシャツやトレーナー等)や衣服はこまめに洗濯する。
- ・教室や自習室、待合室、休憩スペース等における受講生同士及び講師との間隔をできるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める。
- ・列の発生が想定される場所(受付等)において、並ぶ位置にマークをつける等身体的距離の確保に努める。
- ・飲食のための感染防止策を講じた場所以外での飲食を制限する。
- ・飲食を伴うイベント(ポトラックパーティ、季節のイベント等)の開催を制限する。
- ・自習室、待合室、休憩スペース等において、必要以上に大きな声での会話を制限する。
- ・受講生の四方を空けた席配置をするなど、受講生同士の接触を極力少なくする。
- ・直接対面する機会をできるだけ避ける。飛沫対策として、必要に応じてマスクまたはマスクとフェイスシールドを着用、ビニールシートや透明間仕切り板等を設置する。
- ・ビニールシートは、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合によっては、※燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品等)を使用する。
- ・常時マスクを着用し、受講生と従業員、受講生同士、従業員同士が1～2mの距離を確保し、至近距離で会話する環境を避ける。
- ・風通しの悪い空間をなるべく作らないために法令を遵守した空調設備による常時換気、または、こまめな換気を心がける(扇風機の活用や2方向の窓を同時に開ける)。寒冷場面でも室温が下がらない範囲で常時窓開けする等工夫する。必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下(※)を維持することが望ましい(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)。
- ・室内の湿度は事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう努める。
- ・トイレ(感染リスクが比較的高いと考えられる場所)の便器内は通常清掃、不特定多数の方が接触する場所(洗浄装置ボタン、ドアノブ、ペーパーホルダー等)は清拭消毒を行う。トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・居場所の切り変わりは、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において、感染リスクの高い「5つの場面」のひとつとされていることから、休憩スペースでは休憩を分散する等一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。会話する際はマスクを着用する。

- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・休憩スペースで共有するテーブル、椅子等、不特定多数の手が触れるところは定期的に消毒する。
- ・休憩スペースを従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ってから廃棄する。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手を洗う。

(2)休業・再開の考え方

- ・都道府県知事からの施設の使用の制限・休止の要請があった際は、適切に対応する。
- ・事業所の所在する学校が臨時休校を行った場合、対面授業の休止を検討する。
- ・政府の緊急事態宣言が解除された地域、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、
4-(1)①②③ 感染症拡大防止対策の各項目に沿って最大限の感染予防対策を講じる。

(3)指導形態の考え方

①国内で感染が発生した時期

- ・オンライン授業や自宅学習を検討するとともに、オンライン授業を組み合わせる形で、受講生同士及び講師との接触を少なくするために対面授業の縮小を検討する。

②新規感染者数が増加・感染がまん延している時期

- ・オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・やむを得ずオンライン授業に完全に切り替えられない場合は、4-(1)①②③ 感染症拡大防止対策の各項目を徹底する。

③新規感染者数が限定的となった時期

- ・オンライン授業や自宅学習の実施とあわせて、少人数授業等の対面授業の再開を検討・実施する。

④新規感染者数が再び増加している時期

- ・オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・やむを得ずオンライン授業に完全に切り替えられない場合は、4-(1)①②③ 感染症拡大防止対策の各項目を徹底する。

5 受講生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

(1) 感染症の疑いがある場合の対応

- ・体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行うことが望ましい。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる時は、自宅で休養するよう助言する。
- ・子どもクラスの場合は、保護者と連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えるとともに、医療機関等に相談して指示を受ける。

- ・保護者に対して、地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供し、保護者から、医療機関での受診結果を速やかに伝えてもらう。

(2) 感染が判明した場合の対応

- ・市区町村や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、助言・指示を求める。
- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通学及び出勤を停止する。
- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合、又は過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から 2 週間の通学及び出勤を停止する。
- ・事業所内を適切に消毒する。
- ・事業者の責任の下、感染症の発生状況および感染者と接触者の健康状態について記録する。
- ・事業所の休業について保健所等地域の関係機関と相談の上判断する。

6 参考資料

※新しい生活様式(厚生労働省ホームページより)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

※燃えにくい素材の考え方(公益財団法人日本防災協会ホームページより)

一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。

難燃性、不燃性、防災製品等の情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

※帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

※感染リスクが高まる 5 つの場面(内閣官房ホームページより)

[5scenes_poster_20201211.pdf \(corona.go.jp\)](#)

附則 令和 2 年 5 月 1 5 日施行

令和 2 年 5 月 2 6 日改正

令和 2 年 8 月 6 日改正

令和 3 年 3 月 3 日改正